

論 説

大学生の租税教育に対する意識とニーズについて

— 山口大学での税法講義と学生アンケートに基づく考察 —

山口大学経済学部教授

澤 田 正

◆SUMMARY◆

本稿は、筆者が山口大学経済学部教授として同大経済学2年～4年生を対象に行った「税法Ⅰ」の授業の体験と、受講生に対するアンケート調査の結果をもとに現代の大学生の税知識の現状、租税教育に対する意識とニーズの現状の一端をとりまとめたものである。

アンケート調査の結果では、授業を受講した大半の学生たちが、「税金とは何か」、「税金とは何のために納めるのか」、「税金はどのように使われているのか」といった基本的な税の知識に欠けていること、その一方で、国や地方公共団体、政治家などによる「税の無駄使い」報道など、マスコミからの税に関するネガティブ情報により、税に対して否定的で偏った見方を抱くに至るものが多いことが確認された。しかし、「税法Ⅰ」受講後において、「税の知識が増えた」、「税に対する関心が深まった」など、税に対する見方が肯定的なものに変化したことがうかがわれた。

社会人予備軍として大学生には、租税教育に対するニーズが大きく、また、学生時代は、学生に対する租税教育のベストチャンスであり、ラストチャンスでもあることから、今後はこれまでの小・中・高校の租税教育に加え、大学生に対する租税教育の機会を増やしていくことに大きな意義があると指摘している。

(税大ジャーナル編集部)

目 次

(要約)	149
1、はじめに	149
2、「税法Ⅰ(税法総論)」開講に向けて	150
3、講義の始まりと転機	151
(1) 「税法Ⅰ」講義の始まり	151
(2) 転機としての「税を考える週間」講演会	152
(3) 「税を考える週間」講演会の成功	153
(4) 「税を考える週間」講演会に対する学生の感想	154
(5) 「学生は租税教育を受けているから税を知っている」という先入観	156
(6) 税についてのネガティブ情報が与える影響力の大きさ	156
4、大学生の税知識の現状と税に対する意識について	157
(1) 国税庁等による「学生に対する租税教育」への取り組み	157
(2) 大学生の税知識の現状と税に対する意識について (学生アンケートによる調査)	159
①大学生の租税教育受講経験の現状	159
②「税法Ⅰ」受講による学生の意識の変化	161
③大学生は、「自分の子供には、税についての教育を受けさせたい」と考えている	162
④学生が関心のある「税に関するテーマ」	163
(3) 「租税教育に対する意識とニーズ」に関する大学生の声	164
①大学生の租税教育受講の現状について	164
②知識不足がもたらす「税に対する誤解」	164
③大学生の暮らしと税金	165
④社会人予備軍としての租税教育へのニーズ	165
⑤納税者意識を育てる	166
⑥租税教育のベストタイミング、かつラストチャンスとしての大学時代	167
⑦大学生が考える「租税教育のあり方」	167
⑧「税の学習」が開く可能性	168
5、「大学生に対する租税教育」を考える	169
(1) 「大学生に対する租税教育」の意義と重要性	169
(2) 「税の学習」の特色	169
(3) 「税」の4つの側面	170
(4) 「大学生に対する租税教育」と法学としての「税法」の関係	171
6、終わりに	171

(要約)

本稿は、筆者が、2006年10月から翌年1月にかけて山口大学経済学部の2～4年生に対して行った、大学教員として初めての「税法Ⅰ」の講義体験と、受講生へのアンケート調査等をもとに、大学生の租税教育に対する意識とニーズについてまとめたものである。

一地方大学の一部の学生についての調査ではあるが、アンケートの回答者は約160名に及び、また、学生の出身県も中国地方、九州を中心に幅広い。日本の大学生の状況を、当たらずとも遠からず示しているのではないかと考える。

本稿の調査によれば、今の大学生は、小・中・高校の各時期において、約1割程度の人しか租税教育を受けていない。8割位の大学生は、税の知識をほとんど持っていない。そして、学生の中には、税に対して無知、無関心である以上に、正しい税知識が欠如しているところへ、「税の無駄使い報道」など、税のネガティブ情報ばかりを受け取る結果、税に対する不信感、嫌悪感を抱くに至っている者も多い。そして、多くの学生が、税の正しい知識を学ぶことなく、何も知らないまま卒業し、社会人になっているという現実がある。

一方、「税法Ⅰ」の受講生は、「税法総論」の学習に伴い、租税教育の中心である税の意義や役割、使い道などの基本的な知識を学んだが、その結果、彼ら自身が、自らの無知に愕然とし、大学生に対する租税教育の重要性を認識した。自分もともかく、子供ができれば税知識を付けさせたいと考えており、大学生には租税教育への大きなニーズがある。

また、大学時代は、租税教育に最適な時期でもある。これまでの小・中・高校での租税教育に加え、今後、大学生に対しても租税教育の機会を増やしていくことは、大きな意義があると考えられ、関係者の一層の努力を期待するものである。

1、はじめに

2006年夏に、20年近く勤務してきた国税庁をいったん退職し、実務出身の教員として、山口大学経済学部で税法を講義することになった。本稿は、2006年10月から2007年1月にかけて経済学部の2年生から4年生に対して行った、筆者の初めての講義である、「税法Ⅰ(税法総論)」(1コマ90分・14回)の授業での体験と、この講義を受講した山口大学経済学部の学生に対するアンケート調査等の結果をもとに、大学生の租税教育に対する意識とニーズについてとりまとめたものである。

当初はこのような文章を書くことになるとは思っていなかった。ところが、「税法Ⅰ」の授業を進めていくうちに、「大学生の税知識の現状」について、受講生たちの厳しい現実を目の当たりにし、大学生の実状を正しく把握することの重要性を意識するようになった。

そこで、大学生の代表という形で、「税法Ⅰ」の受講生に対し、講義の際に配布・回収する出席票を利用したアンケート、期末レポートの活用などによって、彼らの税知識の実状や、税、租税教育に関する意識、関心の所在などを把握し、整理して、考察を加えたということである。

2006年における、一地方大学の一部の学生についての実状が、日本の大学生の実状を表しているといえるかどうかは検討の余地があろう。しかし、アンケートに回答してくれた「税法Ⅰ」の受講生の数は約160名に及び、また、受講生の出身県は山口、広島、福岡の各県をはじめとして、中国地方、九州を中心に幅広いものがある。加えて、経済、経営、法学など、税にもかかわりがある社会科学を専攻しようという学生たちである。これらの点を考慮すると、本稿で紹介したデータは、日本の大学生の状況を、当たらずとも遠からずという程度に、示すものではないかと

考える。

なお、本稿をまとめることができたのは、学生たちの貢献のたまものであり、彼らの生の声をできるだけ紹介することで、感謝に代えたいと思う。また、学生のコメント掲載に当たっては、趣旨を変えないような若干の編集を筆者の方で加えている場合があることをお断りしておく。

2、「税法 I (税法総論)」開講に向けて

2006年8月1日に山口大学経済学部へ赴任した。私と交替する形で国税庁に戻る前任の教授から、大学教員の仕事の内容や方法、経済学部や、自分が所属することになる経済法学科、自分が教えることになる学生についての説明を詳しくしてもらい、関係する資料を引継いだ。

講義が始まるのは10月からであるが、大学で講座を持つのは初めてのことであり、経済学部の学生のニーズをふまえたうえで、法律の専門科目として位置づけられている「税法 I (税法総論)」としてどのような講義をすればよいのか、をあれこれ検討した。前任者から引き継いだ資料を読み、既刊の税法の入門書を比較検討した。また、大学教授の手による「大学での授業方法」についての本も数冊読んだ。「もう一度自分が大学生に戻ったとしたら、どんな授業が受けてみたいか」などと自分に問いかけたり、自分が学生だったときの授業の様子を思い出してみたりもした。

税法に関する経済学部(注：山口大学経済学部は、経済、経営、国際経済、経済法、観光政策の5学科からなる)の学生のニーズとはなにか。学生の多くは企業に就職していくが、公務員、教員、自営業を目指す人もいる。公認会計士や税理士などの専門家を目指す人もいるし、経済法学科なら法科大学院に進み法曹を目指す人もいよう。

このような経済学部の学生が学んで将来

に役立つような税法の知識とは何だろうと、いろいろと考えをめぐらした結果、講義のコンセプトとして、「税法 I」を「税法総論の入門」として位置づけ、消費税、所得税法等を題材に、将来にも役立つ租税法(実体法、手続法等)の基本の体系的な理解をめざす、ということにした。

「大学生の税知識の現状はどのようなだろう」ということも考えたが、最近では、小・中・高校における租税教育が相当広く行われているから、租税教育をどこかで既に受けているのではないかと、小学生、中学生にかかっている税金の額は、話のねたでよく使われるし、税金クイズにも使われているから聞いたことがあるだろう、消費税は毎日支払っているのだから、消費税はよく知っているだろう、とあまり深く考えなかった。

講義の進め方としては、一つの税法をそこそこ詳しく教える。一つの「税」の全体像を理解したうえで、それを足がかりにして、「税法の基本」(租税法律主義、課税実体法、手続法、税務調査、課税処分、税務争訟など)をひととおり教え、税法総論の中心ともいえる、申告納税制度の枠組を理解してもらえばよいと考えた。

代表的な税目としては、比較的分かりやすく、学生にもなじみがある「消費税法」を取り上げることとし、これに14コマのうち、3コマあてることにした。消費税法の知識を活用して、消費税をモデルとして、申告納税制度の大まかな全体像をつかんでもらい、余った時間で、所得税、源泉徴収制度についても説明を加える、ということにした。

背景にある筆者の考え方としては、「税法の学習において、『一税は諸税に通じる』、勉強方法はどの税法でも基本的には同じようなものだから、『消費税法の基本がわかった。申告納税制度が分かった』というレベルになってもらえば、受講者にとって、今後、税法の世界を広げ、深めていく道具が身に付くの

ではないかと考えた。

また、学生自身が、消費税の当事者として、「税金を納める立場」（消費税で言えば課税業者）になったつもりで勉強してもらうため、自分がやりたいビジネスを考えてもらうことにした。

教材については、国税庁の附属機関である税務大学のホームページ (<http://www.ntc.nta.go.jp>) で公開されている「税務大学校講本」を活用することとした。これは、新人の国税職員が税務大学校での基礎的な研修の際に使用されるものであり、「税法入門」、「国税通則法」、「所得税法」、「法人税法」、「消費税法」、「相続税法」、「国税徴収法」の7種類がダウンロードできるようになっている。これらの中から、「税法Ⅰ」の内容として必要な部分を選別し、学生に該当ページを指示して、ダウンロードしてもらい、テキスト代わりにしようと考えた（これは、学生がなかなかダウンロードせず失敗。結局、自分でレジュメを作成した）。

また、毎回、出席の有無と授業の理解度を確認するため、質問、感想を書ける余白のある出席票を配布・回収することにした。

3、講義の始まりと転機

(1) 「税法Ⅰ」講義の始まり

「税法Ⅰ」の授業は、2006年10月6日から始まった。最初に割り当てられた教室が100人収容の部屋であり、また、金曜日の朝一番の授業であったので、60人から70人くらいの受講者かなと思っていたところ、開始時間に教室に行くと、外までたくさん学生があふれていた。急遽200人が入る教室に変更したが、200人の部屋でも、すし詰めになり、3回目の講義からは400人の大教室で教えることになった。結局、履行届を出した学生は242人であったが、実際の出席者は、回数を経るにしたがって、160人～170人で安定していった。

朝一番から、机の上で寝ている者がいる、遅刻者が何人も大きな顔をして入ってくる、ということにカルチャーショックを受けながらも、1回目の授業では、「税法Ⅰ」の講義のねらいと概要の説明を行ったあと、「みんなで教室法をつくろう」という内容で授業を進めた。教室法の目的は、「みんなで知的な時間を共有し、静かに学習できる環境をつくる」ことであるとし、「そのためにはどのようなルールが必要か」ということについて、前の方の学生から次々と当てて、教室法の内容、罰則、誰がルールを執行するか、学生の権利と義務、教員の権利と義務などについて、意見を言ってもらい、黒板に書いていった。そして、教室法の概要ができたところで、「反対する人は手を上げてください」といって採決したところ、反対者は一人もいないということで、「税法Ⅰ」の教室法が無事成立した。

「教室法」は一枚紙にして2回目の授業の始めに学生に配布した。これにより、2回目以降の講義では、居眠りする学生はかなりいるが、教えるのに支障のあるような私語はそれほど起こらなかった。また、まじめな学生たちからは、「教室法」をきっちり執行してほしいとの要望が複数あった。

2回目の授業の前半は、「税法とは何か、『教室税』を考えてみよう」ということで、仮の話として、学生から一人1000円から2000円づつ、「クラスの会費」として教室税を集める、そして、集まったお金で、「税法Ⅰ」のクラスの学習効果を高め、より快適な授業時間にし、さらにアフターサービスも充実できるように、教室の窓を開け閉めする人、配布資料をすばやく配る人、遅刻を監視する人、居眠りしている人を起こす人、ノートをきっちりとる人、疑問点を学生から集めてきっちり調べてくる人など、みんなの役に立つ仕事をしてくれる人を雇うのはどうか、ということについて、意見を言ってもらった。

教室税の額は、学生の収入に応じて、1000

円、1500円、2000円と段階的にしたらどうか、それとも、山口県出身者は1000円、山口県以外の中国4県の出身者は1500円、それ以外の県の人には2000円でどうか、また、教室税の徴収はどの学生にお願いするか、教室税を支払わない人がいたらどうするか、払っているかどうかどうやって調査するか、たくさんお金が集まりすぎるから、もっと使い道を考える必要があるのではないか、「教室税」の目的、使い道とも照らし合わせて、どのようなものであれば、みんなが納得できるか、というような質問を次々と投げかけていった。

素直に答えようとする人、わからないという人、何かおかしいと不満そうな顔をしながら何も答えない人、反対意見を言う人など、学生の反応はさまざまであった。そして、このセッションの締めくくりとして、「税とは会費のようなもの」、「税は公平が大事」、「税の使い道」、「税の無駄使い」、「税務行政の重要性」などについて、説明した。

2回目の授業の後半は、3回目以降の消費税法の学習の準備として、自分が消費税の課税事業者になったとして、消費税を勉強してもらうため、「やりたいビジネスを考えよう」ということで、一人一人に簡単なビジネスを構想してもらい、商品やサービスの内容をどうするか、年間の売上げや仕入れはどの程度か、どのような費用がかかるかなど、を考えてもらった。

出席票に書かれた1回目、2回目の授業に対する学生の反応は、授業の進め方が面白いというコメントも多かった。3回目からは、消費税の学習に入ったが、消費税の仕組みや、納税義務、課税標準など授業を進めていくにつれ、学生からのコメントは、「専門用語が全然わからない」「仕組みがよく理解できない」「計算式がわかりにくい」というのが多くなってきた。

そのような学生の反応に対し、「税の中では、消費税が一番わかりやすい」「消費税法

の本当の基本だけを話している」「税法は難しいが、皆さんが申告するときには、税理士に手伝ってもらえるし、税務署に相談もできる。国税庁のホームページも利用できる。税務会計のソフトもたくさん出ているから、安心していい」「しかし、相談するにも、専門家を使うにも、ソフトを使うにも、やはり税法の基本的な枠組みがわかっていた方がよい。特に、事業を考えている人、社長や重役になって経営に携わりたい人にとっては大切だ」「がんばって授業についてくれば、税法総論の全体像をつかめるように教えている」などと、なだめたり、すかしたりしながら、授業を進めていった。

(2) 転機としての「税を考える週間」講演会

消費税法の講義の進行が予定より少し遅れながら進んでいく中で、やがて、転機がきた。それは、外部講師による「税を考える週間」講演会（以下、「講演会」という）であった。10月下旬に、広島国税局から、11月中旬に開催される「税を考える週間」行事の一環として、大学生に対して、税についての講演会を開催したいので協力してもらえないかという話が持ちかけられた。現役の国税局局長に講師としてきてもらえるということだ。税や税務行政についての話を、税務行政の直接の担当者から話ができるのは学生にとっては貴重な機会である。また、消費税法をある程度詳しく学んだところであるので、消費税を具体例として念頭において、税制や税務行政の大きな話を聞いてもらえば頭に入りやすいのではないかと考えた。国税局の申し出をありがたく受け、「税法Ⅰ」の6回目の授業時間を、この講演会に当てることとした。そして、公開講演という形で誰でも参加できるようにし、山口大学吉田キャンパスの各学部に対して周知した。

なお、参考として、講演会までの「税法Ⅰ」の講義スケジュールは、次のとおりである（実際には、消費税の学習が遅れ遅れになった）。

＜「税を考える週間」講演会までの 税法Ⅰの講義スケジュール＞

- 第1回 法とは何か（税法Ⅰの「教室法」をつくろう）
- 第2回 ①税・税法とは何か（「教室税」で考える、税の当事者になる、税法の原則）
②やりたいビジネスを考えよう
- 第3回 消費税法①（課税のしくみ、課税の対象、非課税と免税など）
- 第4回 消費税法②（本則課税の基本的なこと）
- 第5回 消費税法③（簡易課税制度、申告と納付）
- 第6回 「税を考える週間」講演会（講師：広島国税局部長）

(3) 「税を考える週間」講演会の成功

11月17日に、「税を考える週間」講演会が行われ、無事終了した。広島国税局の若手部長による、「税制と税務行政の現状」についての、熱意あふれる講演であった。講演は朝一番の時間帯であったことから、参加者のほとんどが税法Ⅰの受講者であったと思う。

講師は、「税制と税務行政の現状」というテーマの下で、

「税は社会の会費である」

「税金は担税力に応じて支払うもので、支払う税金と受け取る公共サービスに直接の対価関係はない」

「受け取る公共サービス以上に税金を支払う人もいるし、支払う税金以上に公共サービスを受け取る人もいる」

「地方では、人々が払った税金より、公共サービスとして返ってくる税金のほうが多い」

「税金は簡素、中立、公平を満たすものがよい税金だ」

「小学生1人当たり国と地方公共団体で年間85万円負担、中学生は94万円、高校生は91万円負担している」

「国民一人当たり、警察・消防費として年間約4万円、市町村のごみ処理費用として1万8千円、医療費の負担として8万4千円が使われている」

「国税庁の任務は、納税者が適切な申告ができるように支援する納税者サービスと、税金をまじめに支払った人が損をしないように、課税の公平を実現するため、税務調査や強制調査で厳正に税法を執行していくということである」

というような話を、わかりやすく、具体例をあげ、クイズを交えて、熱心かつ上手に説明された。なお、講演の概要は、次のとおりである。

「税制と税務行政の現状」 （広島国税局部長講演の概要）

1、講演の狙い

- ・国が安定した税収を確保するためには、バランスの取れた税制に加え、効率的かつ効果的な税務行政が不可欠であることを理解してもらう。

2、税制

(1) 税金とは何か？

- ・税金は共同社会を維持するための、いわゆる「会費」である。
- ・納税者ごとに、「支払う税金の金額」が「国から受けるサービス」を上回る場合もあれば、下回る場合もある。

(2) 税制に求められる要素は何か？

①公平

- ・水平的公平：等しい負担能力のある人には等しい負担を求める
- ・垂直的公平：負担能力の大きい人にはより多くの負担を求める

②中立

- ・税制が、個人や企業の経済活動における自由な選択をできるだけ阻害しないようにする

③簡素

- ・簡素な税制を構築し、執行面での対応を含め、納税者の税制に対する信頼を確保する

(3) 主要な国税と今後の方向性

- ・所得税、法人税、消費税、相続税についての現状と考え方の説明

(4) 税制改正はどのように行われるか

3、税務行政と課題

- ・納税者の適正な納税義務の履行を確保するため、国税当局が行っている活動として、税務調査、査察、徴収、国税債権の管理、広報・相談、などの紹介。
- ・納税者数の増大など、税務行政が直面している課題への対応（電子申告・納税の推進、内部事務のIT化、人材育成など）を説明。

(以上は、筆者が当日の配布レジュメより抜粋)

この広島国税局部長による講演は、予想を超える好評であった。その日の出席票を集めてみてびっくりした。出席票のほとんどに、いつもの倍くらいのコメントが書かれていたのだ。量的に明らかに多く、また、中身の濃いコメントであった。しかも、「今日の話はわかりやすかった」「自分は税の使い道のことを今まで知らなかった」「この講演で自分の税に対する見方が変わった」などのオンパレードであった。講演の世話役として非常に喜ばしい限りであったが、一方では、「いったい、これまでの自分の講義はなんだったのか」というショックも大きかった。

(4) 「税を考える週間」講演会に対する学生の感想

学生たちの主なコメントは以下のようなものである。多くのコメントから、講師の熱意あふれる講演に対する感謝の念とともに、よく知らなかった税のことについて、「ジグソーパズルの大きな断片が、すっぽりとはまった爽快感」、「今までの人生、今までの授業

で、よくわからなかった部分が『腑に落ちた』という喜び」のようなものが感じられた。

- ・「今日の講話で一番心に残った言葉は、『税金は日本国民としての会費』という言葉です。税といえば、強制的に国から取られるというイメージがありましたが、この言葉のおかげでスムーズに理解し納得することができました」(3年生・男)
- ・「講師の説明は、何も知らない私のようなレベルに合わせて、初心者にとってとても分かりやすい説明だったと思います。話を聞いていて、初めて知ったこと、大きく誤解していたと気づかされたことがとても多かったです」(2年生・女)
- ・「今までは普段支払う消費税なども、できれば払いたくないと思っていました。それは、税によってどれだけの公共サービスを受けているのか実感できなかったからです。しかし、教育や医療、その他多くのサービスを受けていることを知り(特に小中

高生が受ける財政支出の額には驚きました)、納税をすることについて納得するとともに、税金がちゃんと活用されていると感じることができ、安心することができました」(3年生・男)

- ・「まだ学生なので、消費税以外はほとんど払ったことがなく、税金を意識したことはあまりなかった。しかし、意識していなくても日常生活で当然のように行われていることが国によるサービスであることも多く、現在私立に比べれば安い授業料で大学に通えているのも税金のおかげであることに改めて気づかされた」(3年生・男)
- ・「今回の講話で税制についての意義やそれに伴うさまざまな問題、そして、なぜ払うのかということ詳しく教えていただき、税に対しての漠然とした意識を払拭し、多くの知識を得ることができました。税制とは私たちの将来に大きく関わってくるものであり、関連する知識を持ち得なければ、必ず後悔し、将来に響いてくるものです」(2年生・男)
- ・「今回の講話で、私の持つ税についてのイメージがとても大きく変わった。とはいっても、税についての知識や意見を多く持っていたのではない。しかし、なんとなく、税は何か不透明なものではないかと思っていた。(中略)税について詳しく知らない国民が、勝手な見方で税をとらえ、勘違いし、定められた税を支払わない、という事態になるのは好ましくない。今回の講話で私の税に対するイメージが大きく変わったように、幅広く国民に税について正しい理解をしてほしいと感じた」(2年生・女)
- ・「税とは今までは高い、払いたくないという考えを持っていたが、払ってもその分元は取れているのだから払ってもいいと思うようになった。それは、今回の講話を聞いて、税とは、税務行政とは何かという考

えを知ることができたからである。これがなければ今までどおり、払いたくない、高いという税に対する考えが変わることはなかったのではないだろうかと思う。自分がこの講話で考え方が変わったのであれば、これを聞けば、一般の多くの人は税に対する考え方が変わり、納税意識の変化をもたらすのではないだろうか。しかし、一般の人々の考えである高い、払いたくないというのもよく分かる。それは、税が無駄なことに多く使われているからそのように考える面もあるためだ。だから、税の無駄使いをなくせば、高い、払いたくない税から、進んで払える税に変わっていくのではないだろうか」(4年生・男)

- ・「今日の講演会を聞いて、多少税に対する考え方や見方が変わった。自分は普段何気なく生活しているので、税を納めることは、負担としか考えられなかった。しかし、受け取るサービスは、支払う税金の対価ではなく、会費であるため、対価としては考えてはいけない、ということ聞き、なるほどと思ったし、何気なく生活している中でも、たくさんのサービスを受けているなど思えた。例えば、小・中・高校生のときに、どれだけ国から税金を受けて通っていたか、このことだけでも、なんか、ものすごい税のありがたみ分かった。」(3年生・男)
- ・「私たちの日常生活は税であふれています。実際、私は今まで税についてよく理解していませんでした。どうして税金を課すのか不思議でなりません。しかし、今日の講話を聞いて、税を課すことの意義をしっかりと理解できました。税を払うことにより、私たちは教育を受けることが可能になり、多くの知識を養うことができるのです」(2年生・男)
- ・「税金=会費という考え方を持ったことがなく、税は高いと思っていた一人です。でも、ほとんどの人が払った額より多くのサ

ービスを受けている現状を知り、ちょっとだけ考え方が変わりました。でも、国の収入の6割しか税収がなくなって、多くの国債に頼っているのは、いずれ国民に跳ね返ってくるかと思うと、こわいです。また、いくら受けるサービスが多いとはいえ、やはり無駄使いがされている点については疑問があります。その無駄分がなくなれば、国債も少なくなるし、よりよいサービスを受けることができると思います」(3年生・女)

- ・「小学生一人につき、年間85万円もかかっていると分かり、私が11年間学校に通ったことによって1000万円以上もの税金が使われていたことに驚いた。」(2年生・女)
- ・「私は今まで税金の使い道など、具体的にはよく知らず、ただ税金は十分すぎるほど取られているように思っていました。医療や警察など、私たちの生活に欠かせないことに、とても多くのお金がかかっていたことを知りました。テレビのニュースでは、このような使い道よりも、高級な官僚宿舍が建てられるなどのムダ使いを報道することの方が多のですが、自分の払った税金が正しく使われていることも知ったので、とてもよかったです」(2年生・女)
- ・「我々は、普段払っている税金に対し、いったいどういう使われ方をしているのか、多くの人はよく理解していないように思います。どちらかといえば、ニュースなどでは税金の無駄使いに関する報道が多い気がします。こういったことにより、税金に対する信頼が失われていくと思います。近い将来、消費税の率が上がっていくのは間違いありません。しかし、我々の税金に対する理解と信頼がない限り、納得のいくものにはならないと思います。使い道の不正を報道するのもいいかもしれませんが、税金によってどういった恩恵を受けているのか、例えば、今回の講話のように、具

体的な金額を示して身近な例を取り上げていけば、国民の理解もよりよくなっていくだろうと思います」(2年生・男)

(5) 「学生は租税教育を受けているから税を知っている」という先入観

学生のコメントを見て、「これまでの5回の授業はなんだったのか」という思いもあったが、一番、衝撃的であったのは、「税金とは何か」、「税金は何のために納めるのか」、「税金はどのように使われているのか」、そんな基本的なことを、今の大学生は知らない、という現実を目の当たりにしたことであった。自分が、学生の税に対する知識を過信して講義を行っていたことに気づかされた。

「私の講義でも、『教室税』のときに、『クラスの会費』のような形で集めた『教室税』の使い道や、課税のルールと内容、徴収の方法などを考えてもらったし、税金とはどういうものか、租税法主義、課税の公平なんかについても話したはずなのに、聞いてなかったのか」とも思った。2回目の授業のときの学生の様子を思い起こすと、学生たちに、「税金とは何か」、「税金の使い道」、などの本当に基本的な知識が欠如していたため、「税」そのものが分かっておらず、筆者の講義の内容が、中途半端なものとなり、理解できてなかったようにも思われた。

とはいえ、今回の講演会がなかったとしたら、自分は、学生の実状を勘違いしたまま、自分本位の思い込みで、その後の授業も進めていたのかも知れず、学生からの手厳しいフィードバックをもらうのに、ちょうどよいタイミングだったと思われた。同じような内容のことも、話し方、教え方、話すタイミング、教える順序などがよくないと、学生の耳には届かないのだ、という反省ができてよかったと思い直した。

(6) 税についてのネガティブ情報が与える影響力の大きさ

学生のコメントを読んで、大きなショック

を受けたことがもう一つあった。学生たちには、税の意義や役割、税の使い道についての正確な情報が届いていない。その一方、学生たちは、「国や地方公共団体、政治家などによる税の無駄遣い」のテレビ報道など、税に関するネガティブな情報ばかりを受け取っている。そして、そのことにより、かなりの学生が、税の使い道についてチェック意識を持つという納税者意識の向上の方向に向かうのではなく、「どうせ税は無駄使いされる」「税を払うのは馬鹿らしい」「税金を払う気がなくなる」など、税に対して否定的で、偏った見方をしてしまっているようなのだ。租税教育が欠如する中で、税のネガティブ情報ばかりが伝えられることによってこのような「歪み」が引き起こされていることを知り、愕然とした。そして、これは、何も大学生に限った話ではなく、広く国民についても同じことが言えるのではないだろうかと思うと、空恐ろしい感じがした。

4、大学生の税知識の現状と税に対する意識について

自分は、学生の税知識の現状について、よくわかっていなかった。はっきりとわからないまま、漠然と、「最近では租税教育も広く行われてきているから、小学校や中学校で受けているのではないか」、「小学生の租税教育でやっている税の使い道や税の役割などは、大学生だから、当然知っているだろう」という先入観があったようだ。

「自分は相手（学生）の現状をまったく勘違いしているのではないか」、「大学生の税知識の実状を理解しないまま、自分の思い込みで、税法総論の講義を行っていたのではないか」という反省から、学生の税知識の現状をもっときっちりと調べてみたいという気持ちが強く生じた。そこで、12月になって、税法総論の講義を進める一方で、受講生に対して、出席票を使って、アンケートを実施し、

「小・中・高校において租税教育を受講した経験があるかどうか」、「租税教育に対する意識とニーズ」について調べてみることにした。アンケートの具体的な内容とその結果は、

(2) 以下でまとめているが、それに先立って、次の(1)では、国税庁や地方公共団体、税理士会などによる、「学生に対する租税教育」への取り組みについて、概要をまとめてみたい。

(1) 国税庁等による「学生に対する租税教育」への取り組み

「国税庁のレポート 2007」及び「日本における税務行政（平成 15 年版）」（ともに <http://www.nta.go.jp/category/syukai/syukai.htm>）によると、国税庁では、将来の日本を支える児童・生徒に対して、税金や納税の意味、役割などについて知識を深めてもらうため、学校教育の授業の中に租税教育が組み込まれるよう教育関係者に働きかけている。

具体的には、国、地方公共団体、教育関係者からなる租税教育推進協議会などを設置し、租税教室の開催や租税教育用副教材等を作成・配付することにより、租税教育を推進している。また、税務署見学や税の体験学習を希望する学校のために、租税教育専用の常設施設を一部の税務署に設置している。例えば、広島国税局の管内では、広島西税務署に広島租税学習センターが、岡山西税務署に岡山租税学習センターが置かれている。

また、国税庁では、文部科学省の学習指導要領に準拠した租税教育用副教材「わたしたちの生活と税」等を作成し、児童・生徒向け視聴覚教材として提供している。国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) には、税の学習コーナーが設けられており、小学生用、中学生用、高校生用の税の学習教材がダウンロードできるようになっている。さらに、社会科及び商業科の教師を対象として「財政経済セミナー」及び「税務会計セミナー」を

開催している。

このほか、国税庁では、租税教育の一環として、昭和三十七年以来、全国の高校生から「税に関する高校生の作文」を毎年募集し、表彰している。これは、高等学校において現代社会、政治経済、税務会計などの科目を通じて税に関する教育が行われているが、高校生に税について勉強した成果を作文の形で発表してもらい、またこれを機会に、将来の社会を支える高校生の租税に対する関心をより一層深めてもらおうという趣旨で行われているものである。ちなみに、広島国税局では、平成 18 年度の広島国税局管内における応募作文は、103 校から 10,804 編の応募があった、とのことである。

また、中学生については、全国納税貯蓄組合連合会 (<http://www.zennoren.jp/>) が「税についての作文」募集事業を主催している。

一方、各地域における租税教育推進の一例として、山口県の場合を見てみると、山口県租税教育推進連絡協議会のホームページ (<http://www.sosuikyoku.com/>) によれば、山口県では、県内の教育関係者と国・県・市町村の税務関係者および関係民間団体が協力し、意見・情報交換を行い租税教育の推進と充実のための環境整備を行うことを目的として、平成 6 年 5 月に「山口県租税教育推進連絡協議会」を設立している。また、山口県下では、すべての地域において地区単位の租税教育推進協議会が組織され（県下で 10 組織）、租税教育に向けた活動が行われている。具体的な活動としては、「租税教育用社会科副教材の作成・配布」、「租税教室の開催」、「税に関する作文等の募集」、「租税教育推進校等表彰の推薦」、「その他租税教育充実のための事業」がある。

また、日本税理士会連合会でも、租税制度の複雑化と相俟って、税務の専門化による租税教育の重要性が高まっている現状に鑑み、各税理士会において、小・中・高校に講師を

派遣して租税教室を実施するなど、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与している。同会のホームページ (<http://www.nichizeiren.or.jp/>) からは、次のような小学生向け、中学生向け、高校生向けの音声付教材が利用できる。

- ①「小学生のための税金教室」：「105 円の 5 円ってなに？」という質問を手始めにして、税金の種類、税金の流れ、くらしに役立つ税、市町村での税金の使われ方、などが音声により説明される。
- ②「中学生のための租税教室」：公立中学校の授業料はいくらか、教育費を始め、税金の使われ方などが音声により説明される。
- ③「高校生のための租税教室」：税の仕組み、税の種類、税金の納め方、税の使われ方、納税の義務、租税法律主義、応能負担の原則、国の歳入、公債残高、国の歳出、税務調査、税務署の処分不服のとき、などが音声により説明される。

ところで、筆者自身も、国税職員の立場で、以下のような租税教育関係の仕事に関わったことがあるが、これらの経験が、目の前の「税法 I」の受講生たちも、小・中・高校のどこかで租税教育を受けたり、税についての作文を書いたことがあるだろう、と漠然と自分に思わせていたのではないかと思う。

- ・いくつかの税務署で、署管内の「租税教育推進協議会」の会合に参加したことがある
- ・いくつかの税務署で、「高校生の作文」や「中学生の作文」の表彰式、租税教育推進に熱心な学校の表彰式に列席したことがある
- ・いくつかの国税局に勤務したとき、局管内の各税務署では租税教育の推進に熱心に取り組んでいた
- ・先生に対する財政経済セミナーで、「税制と税務行政」について講演したことがある
- ・各地域で租税教育推進協議会の結成が相当

進んでいると聞いている

(2) 大学生の税知識の現状と税に対する意識について (学生アンケートによる調査)

先にも述べたように、12月に入って、「税

法Ⅰ」の受講者に対して、出席票を利用し、次のような様式で、「租税教育についてのアンケート」を実施した。

＜租税教育についてのアンケート＞

1、小・中・高校で、租税教育の授業 (1コマ) を受けたことがある。(県名を横に記載)

- 小学校で受けたことがある
- 中学校で受けたことがある
- 高校で受けたことがある
- 受けたことがない

2、小・中・高校で、「税についての作文」を書いたことがある。(県名を横に記載)

- 小学校で書いたことがある
- 中学校で書いたことがある
- 高校で書いたことがある
- 書いたことがない

3、「税法Ⅰ」の授業を「受ける前」と「受けた後」で、変わったことは何か

4、もし「税法Ⅰ」の授業を受けなかったら、社会に出たとき「税金について」どのような意識を持っていたと思うか

5、もし、子供を持ったとしたら、自分の子供には「税についての教育」を受けさせたいか
(はい いいえ どちらともいえない)

アンケートの結果は次のようなものであり、啞然とさせられるものであったが、前述の「税を知る週間」講演会に対する学生たちの反応を裏付けるものであり、納得できるものであった。

①大学生の租税教育受講経験の現状

「税法Ⅰ」受講者の小・中・高校における租税教育受講経験者割合については、下記に掲げる表1のとおり、回答のあった161名のうち、小学校での租税教育受講経験者は9名で、全体に占める割合は6%、中学校での受講経験者は17名で、割合は11%、高校で

の受講経験者は15名で、割合は9%であった。これらの割合を平均すると8.7%であり、100人のうち9人程度となっており、10%を下回っている。

また、小・中・高校における「税の作文」作成経験者割合については、表2のとおり、小学校での作成経験者が7名、全体に占める割合は4%であった。中学校での作成経験者は21名、割合は13%、高校での作成経験者は9名で6%であった。これらの割合を平均すると、7.7%であり、100人のうち8人程度となっており、こちらも10%を下回っている。

なお、表1、表2では、県別でも分類しており、県によって割合の高いところと低いところがあるが、もともとのアンケートの母数が少ないこと、学校別ではデータを取っておらず、出身が同じ学校の場合もあることから、ここでは県別にコメントすることはしない。

また、同じ人が小・中・高校で二回以上の租税教育受講経験がある場合や、「税の作文」作成経験がある場合、さらには、租税教育と作文の両方を経験している場合もあるが、ここではその調整は行っていない。

表1 税法I受講者の小・中・高校における租税教育受講経験者割合 (単位：人)

	小学校での受講経験			中学校での受講経験			高校での受講経験		
	学生数 ①	経験者 ②	割合 ②/①	学生数 ③	経験者 ④	割合 ④/③	学生数 ⑤	経験者 ⑥	割合 ⑥/⑤
全体	161	9	6%	161	17	11%	161	15	9%
うち山口県	38	1	3%	40	1	3%	40	3	8%
広島県	27	1	4%	24	2	8%	24	3	13%
福岡県	18	2	11%	19	6	32%	19	1	5%
岡山県	10	2	20%	10	2	20%	9	0	0%
その他	68	3	4%	68	6	9%	69	8	12%

表2 税法I受講者の小・中・高校における「税の作文」作成経験者割合 (単位：人)

	小学校での受講経験			中学校での受講経験			高校での受講経験		
	学生数 ①	経験者 ②	割合 ②/①	学生数 ③	経験者 ④	割合 ④/③	学生数 ⑤	経験者 ⑥	割合 ⑥/⑤
全体	161	7	4%	161	21	13%	161	9	6%
うち山口県	38	1	3%	40	2	5%	40	1	3%
広島県	27	1	4%	24	2	8%	24	2	8%
福岡県	18	2	11%	19	6	32%	19	3	16%
岡山県	10	0	0%	10	2	20%	9	0	0%
その他	68	3	4%	68	9	13%	69	3	4%

このほか、後掲の表3にまとめた「税法I受講者の『税』に対する意識の変化」、及び、表4にまとめた「もし『税法I』の授業を受けなかったら、社会に出たとき『税金について』どのような意識を持っていたと思うか」に対する回答のそれぞれの結果からみても、学生の8割かそれを超える者が、現実

ことをほとんど知らないように思われる。これらのアンケート調査により、講演会や「税法I」の講義における学生の反応の原因がよくわかった。「学生たちは本当に税のことを知らない」、「学生のほとんどが、小・中・高校と12年間の教育を受けてきて、1時間程度の租税教育を一度も受けたことがない」、

という現実を改めて認識した。

②「税法Ⅰ」受講による学生の意識の変化

下記の表3では、『税法Ⅰ』の授業を『受ける前』と『受けた後』で、変わったことは何か」という、アンケートの3番目の質問に対する回答について、回答の趣旨を分類し、整理している（回答は記述式。回答数157名）。「税法Ⅰ」受講前については、「税について一応の知識があった」とする回答は18名で、全体の回答数に対する割合は11.5%であり、ほとんどの人が「税のことをよく知らない」、「税に関心も興味もない」、「税に対して否定的なイメージがあった」「税をなぜ納

めるのかわからない」、「税の使い道を知らない」など、税の意義や使い道について知識を有していないことをうかがわせるものであった。

一方、「税法Ⅰ」を受講後については、学生の意識は、「税の知識が増えた」、「税に対する関心が高まった」、「税が社会にとって大切なものと分かった」、「税が身近なものになった」など、税の意義や使い道を知り、税に対する見方がどちらかというところと肯定的なものに変わったことをうかがわせる回答がほとんどであった。

表3 税法Ⅰ受講者の「税」に対する意識の変化について（回答は記述式 回答157名）

「税法Ⅰ」受講前の意識		「税法Ⅰ」受講後の意識	
・税のことをよく知らなかった	43名	・税の知識が増えた	73名
・税については漠然とした知識だけ	13名	・税に対する関心と興味が高まった	40名
・税に関心も興味もなかった	30名	・税が社会にとって大切なものだと分かった	32名
・税に対して否定的なイメージがあった	25名	・やはり税はややこしく、難しい	6名
・税について、一応の知識があった	18名	・税が身近なものになった	4名
・税は複雑難解で、とっつきにくい	9名	・税務署・税務職員へのイメージが変わった	2名
・税をなぜ納める必要があるのか分からない	7名		
・税の使い道を知らなかった	5名		
・税務署、税務職員への否定的なイメージ	2名		
・その他（無回答を含む）	5名		

（注）上記表3は、受講者の回答の趣旨を分類したものである。

さらに、下記の表4では、「もし『税法Ⅰ』の授業を受けなかったら、社会に出たとき『税金について』どのような意識を持っていたと思うか」という、アンケートの4番目の質問に対する、受講者の回答の趣旨を分類したものである。ここでは、回答者数156名の

うち、「税は社会の公共サービスを支えるもの、悪いイメージではない」と税に対して肯定的な答えをした者が6名であった。一方で、8割以上の者が、税に対して無関心、又は否定的な見方のまま、社会に出たであろうという趣旨の回答をしている。

表4 「もし「税法Ⅰ」の授業を受けなかったら、社会に出たとき「税金について」どのような意識を持っていたと思うか」について (回答は記述式 回答 156名)

・無関心なまま、ただ納めるだけ	52名
・税に対する否定的イメージを持ったまま	24名
・なぜ支払う必要があるのか不満を抱いたまま	23名
・税は無駄使いされているという不満を持ったまま	16名
・税の使い道を知らず、税は取られ損で見返りがないもの	10名
・税は社会の公共サービスを支えるもの、悪いイメージではない	6名
・申告のときに不安になる、間違える、損するかもしれない	5名
・税は国から有無を言わず取られるもの	4名
・税は国民を苦しめ、生活を脅かす存在	3名
・あまり変わらない	3名
・専門家などに任せればよい	2名
・その他	8名

(注) 上記表4は、受講者の回答の趣旨を分類したものである。

③大学生は、「自分の子供には、税についての教育を受けさせたい」と考えている

また、学生の税に対する見方が肯定的なものに変化したことをうかがわせるもう一つのデータが、下記の表5の「もし、子供を持ったとしたら、自分の子供には『税についての教育』を受けさせたいか」という、アンケートの5番目の質問に対する回答である。

この質問に対する学生の回答は、回答数158名のうち、130名(82%)が「はい」と答えている。一方、「どちらでもない」との回答が23名(15%)、「いいえ」の回答が5

名(3%)であった。しかし、「どちらでもない」「いいえ」の回答に付けられたコメントを見てみると、これらの回答の理由として、「子供には難しい」、「子供の意志に任せればよい」、「自分で学ぶ方がよい」などが多かった。したがって、「子供に租税教育を受けさせる」ことに積極的に反対する趣旨のものはほとんどなかった。このことも、「税法Ⅰ」の受講後、税に対する学生の見方が肯定的なものに変わったことを裏付けるものであると考える。

表5 「自分の子供には、税についての教育を受けさせたいか」に対する回答 (回答 158名)

はい	どちらでもない	いいえ
130名(82%)	23名(15%)	5名(3%)
<主な意見> ・正しい税知識を持ってほしい ・国民の義務として知るべき ・税の使い道を知ってほしい ・税の役割と仕組みを知るべき ・納得して納税してほしい	<主な意見> ・子供には難しい ・子供の意思に任せればよい ・ほかに教えたいたいものがある ・自分で学ばばいい ・税の無駄使いがあるから	<主な意見> ・知らなくても暮らせる ・子供には難しい ・自ら学ぶ方がよい ・子供の段階では必要ない

<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会人として必要な知識 ・ 生活にかかわりがある ・ 税とは一生の付き合いだから ・ 知っているのと役に立つ ・ 知らないと損をする ・ 国民である意識を持たせたい ・ 子供が納税しないと困る 		
--	--	--

④学生が関心のある「税に関するテーマ」

アンケート調査によって、学生の税知識の現状や、租税教育に対する意識とニーズは把握できた。しかし、学生が、「税に関するテーマ」として、どのようなことに関心を抱いているのかがまだよくわからなかった。

また、期末に試験を実施して強制的に勉強させるより、学生が自分の関心のあるテーマを選んで、やりたいようにやりたいだけ調べてレポートを書いてもらう方が、学生のやる気も高まるのではないかと考えた。学生たちに、税の情報に対してアンテナを立て、テレビや新聞などで、「税」ということばを聞き、目にしたときに関心を向けてもらえるのではないかと、それによって、かえって多くの時間を税の勉強に費やしてもらえるのでは

ないかと考えて、試験の代わりに、期末レポートの提出を求めることにした。テーマは税、税法、税務行政等に関することで、税法Ⅰの授業を通じて関心を持ったことであればよいとし、参考資料は本、新聞、雑誌、映画、ホームページ（財務省、国税庁、税務大学校など）等を自由に活用してよいとした。また、「大学生に対する租税教育」というテーマで、自分自身をモデルにして論じてもよい、と伝えた。

学生が選んだ、期末レポートのテーマは、表6のとおりである。学生の関心は、消費税に関するものが多いものの、相当な広がりがあるのがわかる。また、「大学生に対する租税教育」を含め、「租税教育」をテーマとした者が16名いた。

表6 学生が「期末レポート」に選んだテーマ (提出数 192名)

・ 消費税	55名	・ 税制改正	5名
・ 税と財政について	26名	・ 環境税	4名
・ 所得税	19名	・ 外国の税金	4名
・ 酒税・タバコ税	15名	・ 年金について	4名
・ 地方財政（夕張市の破綻を含む）	10名	・ ITと税	3名
・ 大学生に対する租税教育	10名	・ 相続税について	2名
・ 租税教育	8名	・ 自動車にかかる税	3名
・ 税の使い道	8名	・ 源泉徴収制度	2名
・ 税務調査・査察調査	5名	・ その他	9名
		(合計)	192名

(3) 「租税教育に対する意識とニーズ」に関する大学生の声

以下では、税法Ⅰ受講者の期末レポートに記載された「租税教育に対する意識とニーズ」に関する大学生の声をまとめている。

①大学生の租税教育受講の現状について

- ・「以前、講義中、先生が『今までに税教育専門の授業を1コマ以上受けたことがある人?』と私たちに質問されたときがあった。結果はほとんどの学生が今までにまともな税教育を受けていないという散々なものであった。私も例にもれず、今までに真剣に税に関する勉強をした記憶はない。加えて、実際にそのような機会も与えられなかった。周囲の友人に聞いてみたのだが、誰からもばっちり税教育を受けてきたという声は聞かれなかった。結局、日本人にとって『税金』というのは国から搾取されるものというイメージが大きくなってしまふ。従って、増税に対し、安易に反対するという風潮が生まれるのである」(3年・男)
- ・「この講義を通じて小中高で税金についてのどのような学習をしたかと思返してみたが、何も思いつかない。積極的な取り組みがなされていないから、全くといっていいほど学習する機会がない。だから私は無知なのだ。社会に出る前に知っておく必要のあるもので、知らなかったからといって損をすることがないようにしなければならない。」(2年・男)
- ・「生まれてから小、中、高校と学校に通った間に税金の話題をメインに単独で授業を受けたことは一度もなかった。知っていることはほとんどすべてがテレビで見たことから学んだり、いろいろな科目の先生が話す余談という形で学んだりと少しずつ聞く機会があっても、まとめてしっかりと順序だてて教わる機会はまったくなかったのだ」(2年・男)

・「私が小・中学校といった義務教育の時には税金の教育はありませんでした。それゆえ、唯一支払っていた消費税というのものが何なのかさえ分かりませんでした。正直、私自身、税に対しての知識はほとんどありません。しかし、私のような税に対してあまり知識のない若者は多いのではないのでしょうか。アルバイトによって年間所得が103万円を超えると税金がかかることなどの断片的な知識はあるかもしれませんが、そこから先に発展していかないのが現状です。今回の税法Ⅰの授業が私にとって初めての税に関する教育だと思います」(4年・男)

- ・「私は税についてほとんど知らないまま、成人を迎えようとしていたのである。知っていたとしても、一番身近な消費税くらいである。知っているといっても本当にただ知っているだけで、消費税がどのように使われ、どのような仕組みなのかあんまりわかっていない」(1年・男)
- ・「私自身、大学入学まできちんとした税の教育を受けていなかったのので、公共サービスの実感も薄ければ、税に関する知識など皆無であった。だが、これはおそらく私に限ったことではなく、これまできちんとした税の教育を受けていない人の大部分が公共サービスを受けているという実感もなければ、税に関する正しい知識も持っていないだろう」(2年・男)

②知識不足がもたらす「税に対する誤解」

- ・「私は今まで学校で税教育を受けたことはなかった。しかし、よく夏休みの課題の一つとして税の作文は何度か書いたことがあった。私の税に対するイメージは税教育を受けていないので、テレビや新聞で流されるニュースのイメージが強い。その大半は税金の無駄使いといったニュースばかりで決してよいイメージを持っているわけではない」(3年・女)

- ・「一般の人は、自分を含めて税に関する教育が少なかったように思える。そのためか、税による公共サービスを受けているという実感が薄い。その一方で、政治家や官僚によって税金が無駄に使われているというニュースはよく耳に入るため税金に対して嫌悪感のみが沸いてくる」(2年・男)
- ・「私は、税法の講義を受講していなければ、税について真剣に考えることはなかったと思う。税と耳にすると、難しいというイメージが付きまとい毛嫌いしてしまう。難しいというイメージだけではなく、消費税の引き上げ問題などが絡んでくるとお金の出費が増える心配もできてしまい、余計に税というものが嫌いになっていく」(2年・男)
- ・「税に関する教育がないと、税金が実際に使われているのか知らないまま成人になってしまいます。また、消費税やその他の税も受け入れることは簡単ですが、義務化してしまうことによって支払うという行為にのみとらわれてしまい、できたら払いたくないものという認識がついてしまうと考えます」(4年・男)

③大学生の暮らしと税金

- ・「仮に1万円の品物を買った場合であれば消費税は500円であるが、現在の状況の私からすればその500円があれば学生食堂で一食分のご飯を食べることができたのに、という考えが浮かぶ。大学に入るまで私は、税について関心はなかった。それが今では一食いくらで生活すれば月にいくらで生活できるというように毎日を切り詰めながら生活している。消費税とは真剣勝負の毎日といってもいいかもしれない」(2年・男)
 - ・「僕が小学生の頃は、消費税に結構悩まされた。当時の商品価格は消費税が含まれていない状態で表記されていたので、所持金ぎりぎりの値段のお菓子を買うときなど、
- 予算オーバーしていないかどきどきしたことを覚えている。レジで会計するとき実際に計算をミスしたことも何度かあり、商品を手でいくつ返却するなどしたときは非常に恥ずかしかった。考えてみると、その頃から既に、うっすらと税について考える機会があったように思う」(2年・男)
- ・「大学生は、これから社会に通用するよう、よりよい社会を作っていくことのできる人材になるために学んでいると思うので、社会に深く関係している税については豊富な知識が必要だと思った。大学の友達になぜアルバイトしているのかと聞いてみると、大半の人の発言は、社会に出て行くときの経験、お金を稼ぐことの難しさを学ぶためなど、これからの自分のためにと前向きにアルバイトしている人ばかりだった」(1年・男)

④社会人予備軍としての租税教育へのニーズ

- ・「これからの日本社会を支えていくのは、これからの世代である私たちである。だからこそ、みんなで手を取り合い、協力しながら一番正しい解決方法を出さなければいけないと思う。人任せではなく、私たち一人一人が関心を持ち、社会に参加し、行動していくことが肝心である。そして、今の社会が少しずつよい方向へ向かっていく工夫と、恐れずに新しい試みを行う勇氣を持ってほしい。私もこの勇氣を持ってしっかりと働き、社会の役に立ちたいと思っている。その第一歩として、税の知識を増やし、しっかりと今後の税のあり方についても考えてみたいと思う」(2年・男)
- ・「税金がどう使われているか、また、税に関する知識がないと、「税金の無駄使い」という一方的な認識を持つことにつながりかねないのではないのでしょうか。義務教育時における税に関する教育はそういっ

た一方的な、また漠然とした認識を改善し、税に対しての正しい認識をこれから成人になっていく若年層に伝えていく必要があるのではないのでしょうか」(4年・男)

- ・「社会に出ると納税者としての役割は大きくなる。大学では社会に出る前の準備期間として必要な知識を身につけなければならない。例えば、申告納税制度のように、納税者自らが課税標準、税額などを計算し、税務官庁に申告することにより納税義務を確定させることを原則とする制度がある。この申告納税制度を支えるには、納税者の租税についての正しい知識と理解が必要である。納税者の代理人としての税理士に任せることはできるが、必ず必要となる知識は知っていた方がよい」(2年・男)
- ・「大学生や既に社会人になった人が税教育を受ける機会はありません。大学においては、税の講義を受講することでしか、税教育を受ける機会はない。大学生・社会人への税教育も重要なはずであるが、積極的には行われておらず、税に関する基礎的な知識も持っていない大学生・社会人が多く存在している」(2年・男)

⑤納税者意識を育てる

- ・「どんな小さな子供でも物を購入すると消費税を支払わなければなりません。いくら少額であったとしても税金を払っているのですから知る権利はあるはずです」(4年・男)
- ・「マスコミや新聞などのメディアをにぎわしている税の話題について、正しい情報を取捨選択し自分のものにするには、情報の光と影の部分学ぶ必要がある。面倒なようでも、一つ一つを丁寧に学習していくことで世の中の情報は初めて生きてくるのだと思う。マスコミに流され、表面的な情報だけに頼ってしまうと、増税案にただなんとなく世論と同じように批判し怒るといった感情論に走ってしまいがちである。し

かし、それでは情報を正しく読み取ったことにはならないし、自分の意見にも深みが出てこない」(2年・女)

- ・「なぜ人は消費税を支払うことに対して抵抗があるのだろうか？それにはたくさん原因があるだろうが、私が一番考えるのは、日本人の税に関する知識のなさである。そして、その知識のなさの原因となるのが、日本における税教育システムであろう」(3年・男)
- ・「税金は払うまでが義務ではなく、そこから先を考えるのも納税者の義務であるように思われる」(2年・女)
- ・「税制は国民生活、経済活動、そして社会のあり方と密接に関連するものであり、税制のあり方を考えることは、国のあり方をどのように考えていくかということでもある。このため、国民一人一人が今後の税制論議に参加し、その上であるべき税制について選択していくことが重要なのだ」(2年・男)
- ・「納税の義務は大事な三大義務の一つである。税は生涯にわたって付き合っていくものである。税金について詳しく知ることは、自分が日本という国を構成している一人であることを自覚し、責任感を付け、社会性のある人間に育つことを助長するのではないだろうか」(2年・男)
- ・「税金とは、私たちの生活に密接に関わっている公共サービスや公共施設を維持し、社会保障を充実させ、教育や科学技術を振興させるための財源なのだ。以前の講演の話にもあったように、私たちが安全に暮らしていくための会費のようにとらえればよい。この会費を支払わない人が多く出てくると、国や地方公共団体がこれらのような活動を行うことができない。今後は高齢化の進行に伴いより一層、社会保障の充実が求められていく、うまく税金が徴収できなければ、大きな問題となってしまう。そ

のような問題が起こることがないようにするために、国は国民に対して納税の義務を課している。漠然と「納税は国民の義務だ」と学習していたときのモヤモヤが解けた。私は十分理解できていなかった。国民はなぜ税金を支払うのかということをしつかり理解させ、一人一人が責任を感じ、脱税したり、納めなかったりといったことが起こらないようにするため、義務教育のうちにもっと税金について学習していく機会を増やす必要があるように感じる。」

(2年・男)

⑥租税教育のベストタイミング、かつラストチャンスとしての大学時代

- ・「私はこの講義を受けるまで、どのような税があり、どのように徴収されているのかを知らないことが多かった。おそらくこの講義を受けていなければ何も知らないまま社会に出て行っているのだろうと思う」(2年生・男)
- ・「私は、税について特にこれといったものを教育で学んだ覚えがありません。だから今になって特に思うのは就職して払うことになる税金のことや車にかかる税金のことなど知っておきたい税金の知識が結構あるなどと思います」(4年・男)
- ・「大学では、専門的に税について学ぶことができるので興味がある人は深く学ぶことができる。しかし、興味のない人は大学時代に一度も税と関わることなく卒業してしまう。」(2年・男)
- ・「私は税法の講義を受講していなければ成人になるまで税について全くの無知だったに違いない。成人になれば投票権を得られる。そのため、日本の政治に参加できるようになる。そういった人間が、税金について何も知らないまま、税の絡む選挙になったときに困惑してしまう。そんなのでは、この日本をよくすることなど到底不可能である」(1年・男)

・「今学期に税法の講義を受講し、私は初めて「税」に関しての興味と関心を持った。この講義を受けて私のこういった考えが形成されたのかもしれないが、税法 I の講義の内容はわりと私の考えに近いものであったように思う。消費税などの税率計算の説明あたりを学ぶときは正直しんどい思いをした。だが、「税」の使われ方や納税の仕組み、税務調査、滞納処分など包括的に学ぶことができ、私は満足している。憲法やこの税法など大学の法律関係の講義では高校のような勉強とまったく異なり、得るものも多く、これまで特に意識していなかった日本国民としての感覚を持たされることが多い」(2年・男)

・「一般の人間にとって所得税や自動車税、酒税などは、未成年のうちあまり関わりがない。それらの税を支払うようになる20歳前後が一番学習に適した時期ではないかと思う。税に関する事項は複雑で広いため、大学生くらいが学習しやすい」(2年・男)

⑦大学生が考える「租税教育のあり方」

- ・「税金を支払うのに年齢は関係ない。したがって、私は、小学生の頃から税に対する勉強が必要だと思うのだ。『菓子を買ったときに払う消費税はどのように使われているのか』を学ぶことで、小学生でも国家の予算の一部を担っている自覚が生まれる。税に対する知識を幼い頃から持つことにより、今の我々が持つ税に対する漠然とした負のイメージはおそらくなくなるであろう」(3年・男)
- ・「これからの税教育は、社会生活をしていく上で、税に関する知識は必要なものである。今までのように『少ない機会』で『浅い知識』を教えるのではなく、『たくさんさんの機会を作り』、『多く深く知識』を教えていくものにならなければならない。租税教育が行き届いた社会になれば、税制も

よりよいものとなっていこう」(2年生・男)

- ・「租税教育の目的は、税について、法律の定めに従って納税し、税の意義、税の役割、税の機能、税の仕組み等、税立法のあり方について正しい知識を持つという、教育の理念に沿った国民の育成を図ることである。(中略) それによって正しい税知識が浸透すれば、税に対するイメージも『取られる』ものから『納める』ものへ変わっていき、納税という意味を初めて理解できるようになるのではないと思う」(2年・男)
- ・「はじめに小学校で『税がどういうものであるか』、『何のために必要なのか』、『どんな種類があって、どんなことに使われているのか』など基本的なことを教え、次に中学・高校と専門的な部分を少しずつ取り入れて教育していくことで、税の理解は確実なものになるだろう。その際、授業でただ知識を教えるのではなく、自ら税について調べさせる授業を行うことや、税の専門家に講演・授業を依頼するなどさせる必要がある。また、これに併行して大学生と社会人への教育も活発に行うべきである。最も税の身近にいるのは、納税している社会人であるから、その教育を徹底することで日本社会全体が、今より税に関して深い理解・思考・問題意識を持てるようになるはずである」(2年生・男)
- ・「私は小学校、中学校、高校という早い段階から少しずつ税に関する学習を取り入れていくべきだと考える。小学校で学ぶ税は消費税中心がよい。消費税以外の税は難しすぎて学習意欲を阻害してしまう恐れがあるからである。小学生も、大人と同様に買い物をする。お菓子を買ったり、お母さんの手伝いで買い物に行ったりする。その中で消費税は必ずつきものであり、消費税にふれる機会は十分にある。体験を基に行う学習は学習効果が期待できる小学校

では、税をなぜ払うのかという疑問を、軽く説明する程度でいいと思う。例えば、税金は『社会を支える会費のようなもの』と言った説明でいい。中学校では、税金がどのように使われているかを中心に学習させる。小学校では税金は社会を支える会費のようなもの、と非常に漠然とした表現をしていた。そこで何税は何々に使用されているということを教える必要がある。さまざまな税があるが、生徒が身近に感じられるものから取り扱っていったほうがよい。高校では、確定申告を中心に教えたほうがよい。高校生がみんな大学に行くわけではない。従って確定申告についてまったく知らないまま成人を迎えてしまう。また、大学に進学したからといって税について学ぶとも限らない。(中略)。小学校から段階的に税についての学習レベルを上げていく。そして、最終的には成人になってから困らないような学習過程を組むべきだと考える。」(1年・男)

⑧「税の学習」が開く可能性

- ・「私が思うことは、時代に合った税制を考えることの重要性和その面白さである。ジェンダー論という授業を受けていて思ったことだが、現在の年金制度や少子化問題などの解決方法を模索するとき、税制や社会福祉などを抜きにして考えることは難しい。働く女性に優しい年金制度や、子供をたくさん生み育てる家庭に有利な税制など、考えてみればきりが無いが、その時代、時代に見合った税制を考えることはとても興味深い」(2年・女)
- ・「税の勉強は、学習しているうちに自分にとって興味のある事項が見つかるので、そうなれば学習意欲が増してくる、早いうちにそれが見つかるように、学校での税教育がもっと重要視されることを願う」(2年・男)

5、「大学生に対する租税教育」を考える

以下では、これまでにまとめてきた、「税法Ⅰ」の講義での経験、学生に対するアンケートの結果、学生の期末レポートなどを踏まえて、「大学生に対する租税教育」に関する、筆者の考えを述べてみたい。

(1) 「大学生に対する租税教育」の意義と重要性

大学生の税知識がきわめて貧弱といえる現状において、大学生に対して租税教育を行うことは、近い将来に社会人となる彼らを、国や地方の財政基盤を支え、税の使い道をチェックし、適切な税制のあり方について、自らの意見を持つことができるようなしっかりした意識を持つ納税者に育てる、という大きな意義がある。今日の地方分権という流れを成功させるためにも、それを支える納税者意識を持った市民をいかに多く育てられるかが課題であろう。

また、今日では、サラリーマンにとっても、終身雇用がくずれ、会社の寿命も短くなっており、会社が変わることが当たり前になってきている。2箇所以上から給料をもらったり、ITの進展等で、副業で所得を得る人も増加している。医療費や住宅取得にかかる還付申告も増加している。以前のように、サラリーマンにとって、税金は源泉徴収と年末調整ですべて終わり、という時代ではなくなってきている。年金生活者も申告が必要となっている。このように、今日では、社会人予備軍の大学生を含め、ますます多くの人が、税に対する基礎知識を必要とする時代になってきている。

その一方で、大学生の時代は、税を学習し、税知識を身につけるのに最適なタイミングであるといえる。例えば、一人暮らしをしている学生は、毎日のように買い物という商取引を行っている。アルバイトをしている学生は、雇用契約を結び、給料の支払いを受けている。税は、雇用や、物の販売やサービスの

提供など、現実の取引に関連して課されるものなので、これらの取引や契約の経験が税の理解に役立つことが多い。

また、大学生は、職業を選択する時期にあり、租税教育の内容が、職業選択の参考情報になる可能性がある。租税教育を通じて、税の世界に関心を持った人から、税の専門家や公務員を目指す人も出てこよう。

大学生が目指す勉学のゴールの一つに、社会や経済、財政などについてのニュースや新聞記事、雑誌の情報が理解でき、それらに対して自分の意見が持てるようになる、ということがある。学生に対して、「そのようになりたいか」と質問すれば、多くが「なりたい」と答える。彼らは、それが、社会人として大事なことであると考えている。大学で学んだ知識人としての証でもあり、就職試験や面接試験対策にも直結すると考えている。そして、彼らにとっては、税の基本知識も、理解しておくべき情報に含まれるということである。

このように、大学生の時代は、租税教育のベストチャンスであると考えられる。一方、大学生の時代は、手間と費用をできるだけかけないで租税教育を行えるラストチャンスでもあるといえる。というのは、学校という場に集まってくる学生に租税教育をすることに比べて、学校を終えて社会人になった、いわば、いったんバラバラになった人たちに集まってもらって租税教育を行うことは、はるかに手間と費用のかかることだからである。この意味で、大学生の時代というチャンスを逃すと、かなりの学生が、小学校以来租税教育を一度も受けることなく、税のことを何も知らないまま社会人になっていき、そのままになってしまうことになる。

(2) 「税の学習」の特色

これまで行政側や税理士会などの団体の側から青少年に対し租税教育を行うという視点はあった。一方、相手方である大学生や青少年の側にも租税教育に対する大きなニ

ーズがあることを、本稿ではあきらかにしてきた。

ただ、「税の学習」は地味であり、内容もややこしく、一般の人々にとってとっつきにくい。税は、当事者になってみないと関心もわきにくい。大学生の租税教育に対するニーズも、学生の方に自然に湧いてくることは期待できない。教えた側から、学生の学習ニーズを掘り起こす必要がある。しかし、少し掘り起こせば、彼らが租税教育の重要性に気づくことは大いに期待できる。やり方次第で、学生の税に対する関心に火をつけることも可能であると思われる。そして、今のところ、彼らの租税教育に対する潜在的なニーズの大きさに比べて、その掘り起こしも含めて、租税教育の供給の方がまだまだ不足している。

(3) 「税」の4つの側面

ところで、大学生に「税」について教えるといっても、「税」はいろいろな側面を持っており、教える人の立場や専門により、その内容が異なってくる。何をどの程度教えるのかについて迷うところがある。筆者の場合も、もし、山口大学で授業を行うということがなかったら、このような、税の多面性について、あらためて考え、整理することもなかったかもしれない。

今回の経験を通して、筆者としては、「税」には大きく4つの側面があると考えればよいのではないかと思う。例えば、消費税を例にすると、消費税には、①税制としての「消費税制」、②税法としての「消費税法」、③消費者や課税事業者が支払う税負担としての「消費税」、④税務行政としての「消費税行政」、という4つの側面がある、ということである。

①の税制としての「消費税制」の視点では、中立性・簡素・公平性というような租税原則を満たす「税制度」であること、また、目標とする十分な歳入を得ることができるよう

な「消費税制」とその具体的な仕組み、その制度の財政制度における位置づけや、財政・経済、国民生活に与える影響、などが、教育・学習の内容となろう。

②の税法としての「消費税法」の視点からは、租税法主義のもとにおける、「消費税の申告納税のルール」として、租税実体法、租税手続法、租税徴収法、租税争訟法などとの関連において、消費税法の内容や考え方、運用がどのようになっているか。それを理論、学説、判例などを通じて教育し、学習するということになる。

③の消費者や課税事業者が支払う税負担としての「消費税」という視点については、この視点が、一般の納税者にとっては最も関心が高いと思われる。この視点から見た、「消費税」の意義や役割、具体的な税の仕組み、納税義務者となった場合の具体的な申告納税の仕方、納めた税の使い道などが、教育・学習の内容となろう。

④の税務行政としての「消費税行政」という視点については、「消費税の適正申告」の実現のための、広報、相談、申告納税手続きの利便性の向上などの各種の納税者サービス、適正公平な課税を実現するための税務調査や課税処分、租税債権の確実な徴収、納税者の苦情や不服への対応、などがその内容となろう。

以上の①～④の「税」の4つの側面は、相互に関係しており、明確に区分するのが難しいところがある。とはいえ、学生に対する租税教育で重視されるのは、③の消費者や課税事業者が支払う税負担としての「消費税」であり、①の税制としての「消費税制」であろう。また、法学としての「税法」を教える場合であれば、②の税法としての「消費税法」と、その具体的な執行として、④の税務行政としての「消費税行政」が教育・学習の内容とされよう。

(4) 「大学生に対する租税教育」と法学としての「税法」の関係

上記の(3)で整理したように、法学としての「税法」の講義では、主として、②税法としての「消費税法」と、④の税務行政としての「消費税行政」が教育・学習の中心となると考えられる。

しかしながら、今回の「税法Ⅰ(税法総論)」の講義における経験を踏まえると、大学生の方に、そもそも税金とは何か、税の意義や役割、税の使い道などについての基礎知識が欠如しているという実状を踏まえれば、これらの基本知識の学習を抜きにして、法学としての「税法」に入っていくのは、学生にとっても、頭に入りにくいように思われる。

したがって、法学としての「税法」の授業においても、導入として、「大学生に対する租税教育」の内容となるような、税の基本知識の学習を最初に持ってくるのが、学生にとって、その後の税法の学習をとっつきやすくする手立てになるように思われる。

6、終わりに

本稿でまとめた結果からわかることは、今の大学生の税知識はきわめて貧弱であり、税のことについてほとんど知らないということである。そして、多くの大学生が、何も知らずに成人し、租税教育を受ける機会のないまま卒業していく。それは、本人にとっても、国にとっても、地方自治体にとっても、そして、何より日本社会にとって、残念な状況である。

さらに残念であるのは、大学生自身が租税教育を必要であると認識しており、自分たちが税の知識を身につけたいとしているとともに、子供ができれば、子供にもぜひ税知識を付けさせたいと考えている、というように、彼らの側にも租税教育に対する大きなニーズがあるということである。

そのような意味で、これまでの小・中・高

校での租税教育に加え、大学生に対して租税教育の機会を増やしていくことには大きな意義があると考えられる。自分自身を含め、関係者の一層の努力を期待するものである。租税教育を通じて、学生に税を学ぶ面白さと学び方を伝え、やる気に火をつけられれば、学生は自分から学ぶようになるし、人生を通じて、よき納税者として、税について関心を持ち、税の情報にアンテナを立ててもらふことにつながっていこう。

本稿は、筆者にとって大学教員としての初めての講義であるからこそ、筆者の感受性が高い状態で維持され、新鮮に感じることができたさまざまな体験をもとにしている。「初心忘れるべからず」という意味でも、ぜひ、とりまとめておきたいと思った次第である。

また、本稿は、2006年度の山口大学経済学部における「税法Ⅰ」の受講生と筆者との協働の成果ともいえるものであり、学生たちの多大な貢献に感謝している。租税教育を含め、税の教育の関係者、税の仕事に関わる方々にとって、本稿が参考になれば幸いである。